（別紙）

８つくば産第530号
令和８年（2026年）10月30日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

つくば市長　五　十　嵐　立　青
（公　印　省　略）

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年10月21日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称　ｉｉａｓ（イーアス）つくば
所在地　つくば市研究学園５丁目19番

２　届出者
三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 米山 学朋
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

茨城県 令-8.10.30 和 中小企業課 受付

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
なし		

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。